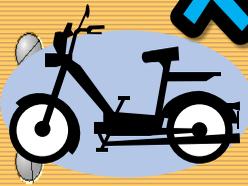


交通安全情報

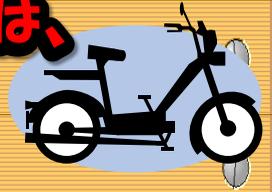


令和4年春
警視庁交通部

ペダルをこがなくても自走できる
ペダル付原動機付自転車は、



バイクです！



(電動アシスト自転車とは違います！)

※ スイッチの切り替えで電動アシスト自転車になるものも、
電動モードで自走できる機能があればバイクになります。

これらバイクで公道を走るためには、**免許と装備等が必要です。**

運転するときに必要なもの

・**運転免許証**



・**ヘルメット**



車両に備え付けなければならないもの

- ・自賠責保険
- ・ナンバープレート
- ・ミラー
- ・ライト類 (ウィンカー等)
- ・警音器
- ・スピードメーター(※)



(※) 構造により平地での最高速度が
20km/h未満となる車両については
義務にならないものもあります。

全部必要です！

一つでも欠けると**交通違反**になります！



原付又は自動二輪車のルールが適用されます。

歩道通行は禁止！



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

警視庁
公認サイト

TOKYO SAFETY ACTION

<https://www.safetyaction.tokyo/>

